

第5号様式(第7条関係)

会議録

会 議 の 名 称	令和元年度第1回清須市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和元年11月21日(木)午後3時00分
開 催 場 所	清須市役所(北館)2階 第3会議室
議 題	1 開会 2 市長あいさつ 3 委員紹介 4 運営協議会会長選任について 5 会長あいさつ 6 会長職務代理者選任について 7 議事 (1) 国民健康保険の現状について (2) 令和2年度仮係数による事業費納付金と標準税率について (3) その他 8 閉会
会 議 資 料	会議次第 委員名簿 配席図 資料1-1及び資料1-2 国民健康保険制度改正の概要について 資料2-1及び資料2-2 保険税率改正の考え方 今後の開催予定
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	1名
出 席 委 員	公益代表：秋田委員、飯田委員、河野委員 保険医等代表：小川委員、鬼頭委員、宮田委員 被保険者代表：岡田委員、武田委員、水野委員
欠 席 委 員	なし

<p>事 務 局</p>	<p>(市民環境部 保険年金課)  栗本部長、篠田課長、渡邊国民健康保険係長、竹嶋主査</p>
<p>会議の経過《意見の要旨》</p> <p>●事務局</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から、「令和元年度第1回清須市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。</p> <p>私は、司会を務めさせていただきます、保険年金課国民健康保険係の渡邊でございます。</p> <p>会議を始める前に資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。</p> <p>本日の次第、配布資料一覧、委員名簿、配席図、A3の資料で資料1-1と1-2、資料2-1と2-2、最後に今後の開催予定でございます。よろしいでしょうか。不足がありましたらお申し付けください。</p> <p>なお、委嘱状につきましては、あらかじめお手元に置かせていただきましたので、よろしく願いいたします。</p> <p>関係各位に委員の委嘱をお願いしましたところ全員の方に委嘱をご承諾頂き、誠にありがとうございます。</p> <p>今後ともお世話になりますがよろしくお願い申し上げます。</p> <p>開会に先立ちまして、委員の出席状況につきまして、ご報告させていただきます。本日は、全員出席していただいております。</p> <p>なお、本協議会は、清須市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により、委員の過半数以上の出席があり、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立していることをまずご報告いたします。</p> <p>本日の会議に入ります前に、委員の皆様にあらかじめご了承いただく事項として、清須市では「附属機関等の会議の公開に関する要綱」を定めております。この中で附属機関等の会議及び会議録は、清須市情報公開条例の規定に基づき非公開という扱いをしているものを除き、原則公開することとなっております。したがって、本協議会は公開とさせていただきます。</p>	

それでは、傍聴者がいらっしゃいますので、入場していただきます。しばらくお待ちください。

**【傍聴者入場】**

それでは、ただ今から、清須市国民健康保険運営協議会を開催いたします。開催にあたりまして、永田市長からご挨拶申し上げます。

**【永田市長あいさつ】**

●事務局

ありがとうございました。

市長は他の公務がございますのでここで退席させていただきますので、よろしく申し上げます。

**【永田市長退席】**

●事務局

続きまして、次第2「委員紹介」に移ります。

今回から新たに委員に就任していただく方がいらっしゃいますので、委員の皆さまをご紹介いたします。

私から、委員の皆さまのお名前を申し上げますので、恐縮ではございますが、自己紹介をお願いいたします。

**【委員自己紹介】**

●事務局

ありがとうございました。

なお、事務局は、市民環境部長の栗本、保険年金課長の篠田、私、国民健康保険係長の渡邊、係員の竹嶋でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、次第4、「会長の選任」に移ります。

会長の選任につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定により、公益を代表する委員の中から、全委員によって選挙するよう規定されています。従いまして、会長の選挙は公益代表委員の秋田芳枝様、飯田孝様、河野ともえ様の中から推薦をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

●秋田委員

河野さんを推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

●事務局

ただいま秋田委員から「河野委員」を会長に推薦する発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

【異議なしの声】

●事務局

ご異議がないようですので、会長を河野委員にお願いしたいと思います。なお、会長の任期は、令和4年10月31日まででございます。

恐れ入りますが、河野委員におかれましては、正面の会長席へ、後ほどの議事進行のため、ご移動をお願いいたします。

【河野委員 会長席へ移動】

●事務局

恐れ入りますが、会長より一言ご挨拶をお願いできればと思います。

【河野会長あいさつ】

●事務局

ありがとうございました。

続きまして、次第6、会長職務代理者の選任をお願いいたします。

なお、会長職務代理者の選任につきましても、国民健康保険法施行令第5条の規定により、公益を代表する委員の中から、全委員によって選挙するよう規定されています。従いまして、会長職務代理者の選挙は公益代表委員の中から推薦をお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

●河野委員

飯田さんを推薦します。

●事務局

ただいま、河野委員から会長職務代理者に飯田委員を推薦する発言がございました。皆様いかがでしょうか。

【異議なしの声】

●事務局

ご異議がないようですので、会長職務代理者を飯田委員にお願いしたいと思います。会長職務代理者の任期は、令和4年10月31日まででございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、次第7、議事を始めます。

では、これからは、清須市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定によりまして、会長が議長となり会務を総理していただくこととなりますので、会長に議長をお願いいたします。

それでは、河野会長よろしく申し上げます。

●河野会長

それでは、清須市国民健康保険運営協議会規則に基づきまして、私がこの会議の進行を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、本日の会議録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には、清須市国民健康保険運営協議会規則第9条の規定により、小川正廣委員、水野格簾委員を指名します。

ただ今から、議事に入らせていただきます。

それでは、議題（1）「国民健康保険の現状」について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

【保険年金課長 趣旨および内容説明】資料1-1、1-2

●会長

それでは、本件につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

●岡田委員

この中で、言葉の意味がわからないものがありますので、まず「事業費納付金」それから「標準保険税率」について、ご説明願えればと思います。

●事務局

はい、それではまず、「事業費納付金」についてご説明申し上げます。

これは県が県全体の医療費等を見込み、これを基に各市町村の所得水準に応

じて市町村ごとに支払うべき、納付金、いわゆる市から県へ納める額を算出するものになります。

それから「標準保険税率」というものは、先ほどご説明した、事業費納付金を支払うために必要な額を、市町村がこれだけは確保しなさいよという額を県が示してきます。これが標準保険税率ということになります。

●河野会長

他にご質問ございませんか。

●水野委員

法定外繰入とは何を示しているのでしょうか。

●事務局

はい、法定外繰入というのは、一般的には、一般の税金になります。国保は特別会計で運営をしております、そこでは保険税や国からの交付金で収入を得ます。ただ、これだけでは、今、運営が成り立たない状態でありまして、そこで繰入を行うわけですが、一応法律で決められてこれは繰入なさいよというのがございます。これが法定的な繰入になります。

それ以外に今のところで言うと、たとえば、保険税で足りない部分であるとかそういったものが、赤字補填という表現をされておりますが、それがその他の繰入になります。

●河野会長

他に何かご質問ございませんか。

質問もないようですので、次に、議題（２）「令和２年度仮係数による事業費納付金と標準税率」について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

【保険年金課長 趣旨および内容説明】資料２－１、２－２

●河野会長

それでは、ご説明いただきました本件につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

●秋田委員

「医療分」、「支援金分」、「介護分」と「所得割」、「均等割」、「平等割」、「資産割」それぞれの意味についてご説明していただければありがたいです。

●事務局

はい、それでは、税をどのように決めているのか、ということでのご質問となりますので、順番に説明させていただきます。

「医療分」は、医療給付費をまかなうために集める財源のことになります。

みなさんは、医療機関で受診される時に窓口にて、支払われる負担額、1割～3割を負担しているわけですが、残る分というのがいわゆる健康保険の方が負担しております。それが、医療分になります。

「支援金分」ですが、すべての健康保険から支援金として後期高齢者医療、これは75歳以上の方が主になってきますけども、そちらのほうに保険の方から支払をしております。この額は後期高齢者医療財源全体の4割に相当する額となります。

「介護分」は、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者という方の資格になりますが、この方々が加入している健康保険で全てかけられるものになります。この三つの合計が、保険税・保険料になります。

それから「所得割」、「均等割」、「平等割」、「資産割」の意味についてご説明申し上げます。

「所得割」は、前年中の所得から国保としての基礎控除額を引いた金額に税率をかけたものです。

「均等割」は、1人あたりにかかるものになります。

「平等割」は、世帯ごとにかかる額になります。

「資産割」は、市内に所有されている固定資産の都市計画税を除いた固定資産税額に税率をかけたものになります。

清須市の場合はこの四つの方式を全て足して一年間の保険税を計算しておりますけども、県や国が推奨しているのは3方式ということで、今進められております。

清須市としては5年をかけて、この資産割をなくしていくとともに、3方式

の税率を標準税率に近づけていこうという計画で今、協議をしていただいているところでございます。以上でございます。

●河野会長

他に何か質問ございませんか。

ご質問もないようですので、次に議題（3）その他について事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

今後の予定となります。

今回は皆様に保険税をどうやって改正していくかということで、知識を得ていただくということで資料を提示させていただきました。

次回は、令和元年12月20日金曜日14時から開催予定をしております。

内容としましては、保険税率の仮算定の数値が出てまいりますので、そちらについて数字を実際にお示しして、協議いただきたいと考えております。

第3回目は、令和2年1月22日水曜日15時から行いたいと考えております。

協議内容としましては、ここで税率の本係数が出てまいりますので、実際に資料を作成させていただいて、税率を皆様に協議いただくときに、市長から諮問をさせていただきますので、お受け取りいただいて協議いただくという形になります。

その翌週になりますけども、第4回目が令和2年1月30日木曜日14時より最終的な協議を行っていただいて、市長に答申をいただきたいと考えております。

それと、今回は、資料を当日こちらにご用意させていただきましたが、次回から事前に皆様に資料をお渡しいたしまして、目を通していただいてから協議に臨んでいただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

●会長

それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

●武田委員

次回の会議のときに、県の示す標準税率と、事業費納付金の資料の提示をお願いしたいと思います。

●水野委員

検討するについてのもう少しわかりやすい資料を作っていただけるとありがたい。

それから、本協議会の規約ぐらいいないと、諮問、答申の形でされるのであれば、その規約がないと、果たしてこの会議がどのような前提で行われているのかがよくわからない。協議会の規約ぐらいいただければありがたい。

●事務局

次回、ご用意させていただきます。

●河野会長

他に、よろしいでしょうか。

それでは、事務局には、第2回協議会までに、県より提示される事業費納付金及び標準税率について、分析検討するために必要な資料の作成をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

皆様のご協力によりまして、会議を円滑に進めることができましたことを厚くお礼申し上げます。

●事務局

長時間に渡り、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和元年度第1回清須市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

本日は、ご多忙の中ありがとうございました。

交通安全に気をつけてお帰りください。

(午後3時46分 閉会)	
会議の結果	会議の経過に示したとおり
問合せ先	市民環境部 保険年金課 052-400-2911

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。

令和元年12月20日

会長 河野 ともえ

委員 小川 正 廣

委員 水野 格 廉